

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和2年1月16日（令和2年（独個）諮問第3号）

答申日：令和2年12月21日（令和2年度（独個）答申第26号）

事件名：特定職員が作成した本人に対するカウンセリング記録等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月5日付け1高障求発第114号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 機構特定課長は、本件開示請求において何一つ情報提供しておらず、本件文書について「相互に密接な関連」（機構の「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（以下「要領」という。）第5の1）も認めておらず、それにより開示請求手数料を不当に多く騙取しようとしているので、以下、それらを問い質し、糾弾する。（中略）

イ 特定課長は、法定されている情報提供に依拠していない。

(ア) 本件開示請求において疑義問合せメール（資料1）を特定課長に対し送信しているが、同課長は問合せを無視し、疑義に全く答えず逃げ続けている。それはなぜか？（中略）

(イ) 情報提供は法46条において定められており、さらに要領第1の1(2)ハにも定められている。特定課長が情報を提供しないことは違法であり、要領にも反している。

ウ 「保有個人情報開示請求に係る補正について（依頼）」（令和元年

7月19日付け1高障求第96号)について、以下の3点の質問に回答を要求する(行政不服審査法(以下「行審法」という。)34条及び36条)。

(ア) 記録の存否について回答している項目としていない項目があるのはなぜか?(中略)

(イ) 本件開示請求における回答が以前の開示請求における回答と異なっているのはなぜか?(中略)

(ウ) 補正文書の提出期限が日曜日に設定されているのはなぜか? 日曜日に郵送が可能なのか?(中略)

エ 「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料納付について(依頼) (令和元年7月30日付け1高障求第112号)について、以下の2点の質問に回答を要求する(行審法34条及び36条)。

(ア) 本件文書について「相互に密接な関連」(要領第5の1)を認めていないのはなぜか? 即ち開示請求した文書が13件であり、複数項目において「障害者台帳」を挙げているにもかかわらず、納付件数も13件であるのはなぜか? 特定課長は従来から「文書の作成目的が異なる」、「文書の保存場所が異なる」と強弁しているが、要領第5の1には「相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする」とされている。特定課長による強弁の内容は、そもそも要領に記載がなく、明らかに失当である。またその判断にしても、要領では「別々の法人文書ファイルにまとめられた法人文書について、「相互に密接な関連」を有するか否かの判断は、個人情報保護窓口において客観的に行うものとする」とされているにもかかわらず、特定課長がそれを無視して意味不明な強弁を行っていることも、明らかに失当である。一方で「他の課等が保存していて共同作業に係るものでないもの等は、相互に密接な関連性を有するとはしない」とされているので、特定課が保存している文書と京都特定センター(特定所長E(中略)、特定職員F)が保存している文書を区別しているのであればまだしも、特定課長はそのような情報提供を行っていない。要するに、特定課長は、開示請求権を違法に侵害するために、「相互に密接な関連」を意図的に認めず開示請求手数料を不当に多く騙取しようとしているのであり、審査請求人がその納付に応じていないのは、それが事由である。

(イ) 開示請求手数料の納付期限が日曜日に設定されているのはなぜか? 日曜日に銀行振込が可能なのか?(中略)

オ 行審法に基づき、以下の6点を要求する。

- (ア) 行審法 3 1 条 口頭意見陳述の実施
 - (イ) 行審法 3 3 条 特定職員 A が作成した虚偽職業評価について、特定課長は「虚偽ではない」と強弁しているので、その証拠の提出
 - (ウ) 行審法 3 4 条 以下の 3 点
 - a 虚偽職業評価を作成した特定職員 A からその作成経緯についての陳述
 - b 虚偽職業評価及び虚偽有印公文書を「虚偽ではない」と強弁している特定課長からその根拠についての陳述
 - c 虚偽職業評価及び虚偽有印公文書の真偽についての鑑定
 - (エ) 行審法 3 5 条 1 項 虚偽職業評価及び虚偽有印公文書は京都特定センターにおいて保有されているので、当該センターにおいてその真偽について検証
 - (オ) 行審法 3 6 条 以下の 2 点
 - a 虚偽職業評価を作成した特定職員 A に対しその作成経緯についての質問
 - b 虚偽職業評価及び虚偽有印公文書を「虚偽ではない」と強弁している特定課長に対しその根拠についての質問
 - (カ) 行審法 3 8 条 1 項 行審法 3 3 条（上記（イ））に基づき証拠提出された書類の閲覧又は交付
- カ 行審法 3 2 条 1 項に基づき、資料 1 ないし 7 を証拠提出する。
- 資料 1 疑義問合せメール
 - 資料 6 特定職員 C 及び B が作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧 ほか（添付略）

(2) 意見書

諮問庁（機構）を以下のとおり論駁する。

- ア 経緯の追記（略）
- イ 理由説明書における誤記（別紙注参照）
- ウ 諮問庁（機構特定課長）は、理由説明書（下記第 3 の 5（1）及び（2））において「情報提供した」と強弁しているが、虚偽である。なぜなら審査請求人が同一の法人文書を開示請求しているにもかかわらず、それに対する「情報提供」が一致していないからである。特定課長による回答内容は開示請求の度に変遷しているが、それは嘘を隠すためにまた嘘を吐いているからである。（中略）
- エ 本件文書についての機構の説明を別表にまとめている。諮問庁が強弁している「情報提供」は全くの虚偽であることは、同表から自明である。
- オ 諮問庁は、理由説明書（下記第 3 の 5（3））において「法 4 2 条」（正しくはその 2 項）（原文ママ。注）を挙げ、行審法に基づく諸要

求に応じることを拒んでいるが、当該条文は「不作為に係る審査請求」を指しており、「処分に係る審査請求」である本件審査請求には該当しないので、行審法に基づく諸要求に応じないという強弁は失当であり、審査請求権を侵害する違法である。

(注) 下記第3の5(3)の注参照

カ 以上のとおり、機構は、本件開示請求及び本件審査請求の全ての対応について杜撰であり、審査請求人の開示請求権及び審査請求権を違法に侵害していることは明らかである。原処分及びそれに係る機構の主張は失当かつ違法であり、取り消され是正されなければならない。

キ 行審法32条1項に基づき、資料1ないし44(うち資料1ないし7は審査請求書に添付のもの)を証拠提出する。

資料40 令和元年(独個)諮問第46号に係る理由説明書

資料43 令和元年(独個)諮問第57号に係る理由説明書

資料44 補正依頼書 ほか(添付略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、令和元年6月24日付け(同月27日受付)で法に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁は、本件対象保有個人情報の特定を行うため、令和元年7月19日付け1高障求発第96号「保有個人情報開示請求に係る補正について(依頼)」(以下「求補正文書」という。)及び同月30日付け1高障求発第112号「保有個人情報開示請求に係る納付依頼について(依頼)」(以下「納付依頼文書」という。)を審査請求人に送付したものの、納付期日までに開示請求手数料が納付されなかったことから、不開示の原処分を行ったものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考ええる。

3 本件対象保有個人情報について(略)

4 審査請求人の争点及び要求

(1) 相互に密接な関連を有する文書(上記第2の2(1)ア(ア)及びエ)

(2) 開示請求書に係る疑義問合せに関すること(上記第2の2(1)イ及びウ)

(3) 行審法31条、33条ないし36条及び38条に基づいた対応の要求(上記第2の2(1)オ)

5 上記4の対応について

(1) 相互に密接な関連を有する文書について、機構は審査請求人からの開示請求書等に対する補正依頼等により情報提供を行ってきたところである。本件開示請求に係る文書件数の内訳は、以下のとおりである。

文書 1 (1) 及び (2)	求補正文書により情報提供済み
文書 2	求補正文書により情報提供済み
文書 3 (1) ないし (4)	求補正文書により情報提供済み
文書 4 (1) 及び (2)	求補正文書により情報提供済み
文書 5 (1) ないし (3)	求補正文書により情報提供済み
文書 6 ないし 9	求補正文書により情報提供済み
文書 10	法人文書を特定済み
文書 11	求補正文書により情報提供済み
文書 12	法人文書を特定済み
文書 13	求補正文書により情報提供済み

機構は、求補正文書により、以下のとおり文書を特定するための情報提供を行った。

文書 1 (1) 及び (2), 3 (1) 及び (4), 4 (1) 並びに 11 に該当する法人文書は、「障害者台帳に係る個人情報ファイル簿（個人情報ファイルの記録項目の全て）」

文書 6, 8 及び 9 に該当する法人文書は、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構文書管理規程（規程第 36 号）改正平成 25 年 3 月 29 日規程第 12 号」

文書 2, 3 (2) 及び (3), 4 (2), 5 (1) ないし (3), 7 並びに 13 については、文書不存在である旨情報提供を行った。

このほか、文書 10 に係る法人文書を「N 氏へのメール（送信）」と特定し、文書 12 に係る法人文書を京都特定センターが保有する「平成 30 年度 個別案件メール一件」と特定した。

審査請求人は、本件文書の各文書が相互に密接な関連を有する文書であると主張しているが、これに対して機構は、いずれの法人文書もそれぞれ目的や保存場所を異にした法人文書であると説明している。また、開示請求された計 20 件の文書について、求補正文書による情報提供を行った上で、同一文書を含む特定された文書を 4 件、不存在の文書を 9 件とし、合計 13 件としたものである。

(2) 審査請求人からの疑義問合せについては、求補正文書により情報提供を行っている。

(3) 法 42 条（注）により、行審法第 2 章第 3 節（28 条ないし 42 条）の規定は適用しないとされている。

（当審査会注）審査請求人は「法 42 条 2 項」と主張するが（上記第 2 の 2 (2) 才）、同項は「行政不服審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に読み替えて適用する等とする規定であり、行審法第 2 章第 3 節（28 条ないし 42 条）の規定の適用除外を定めているのは、法 42 条 1 項である。

6 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示請求に係る手続について処分庁の不備を主張しているが、処分庁は法等に基づき不開示決定の手続を取っていることから、原処分を妥当とする上記諮問庁の判断に何ら影響するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月26日 審議
- ⑤ 同年12月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる各文書の開示を求めるものである。処分庁は、開示請求者に対し、開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、納付期限までにこれが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 理由説明書の記載（上記第3の1）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は補正の求めに係る経緯等について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求手数料について

(ア) 独立行政法人等における保有個人情報の開示請求手数料については、法26条2項により、実費の範囲内において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律26条1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。

(イ) これを受けて、機構では、要領（平成17年3月29日要領第22号）において、開示請求手数料を、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円と定めた上で、ただし書として、「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする」としている。

また、その納付の方法については、機構の情報公開窓口（企画部情報公開広報課）における現金給付、又は、情報公開窓口が指定す

る銀行口座への振込のいずれかの方法によることとしている。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

イ 本件開示請求の補正の経緯について

(ア) 法26条1項では、開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料を納めなければならないとされているところ、審査請求人から、令和元年6月27日付けで、開示請求手数料が未納のまま、本件対象保有個人情報の開示請求が行われた。

(イ) 処分庁は、本件開示請求を受けて、令和元年7月19日付けの求補正文書により、以下のとおり、審査請求人である開示請求者に対して、参考となる情報を提供しつつ補正を求めた。これに対して、審査請求人からは期限の同月28日までに回答がなかった。なお、文書10及び12については補正依頼をかけず、法人文書を特定している。

a 文書1(1)及び(2)、3(1)及び(4)、4(1)並びに11に該当する法人文書は、「障害者台帳に係る個人情報ファイル簿(個人情報ファイルの記録項目の全て)」であること。

当該文書の開示を請求する場合は、文書名を修正の上、開示請求を行っていただきたいこと。

b 文書6、8及び9に該当する法人文書は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構文書管理規程(規程第36号)改正平成25年3月29日規程第12号」であること。

当該文書の開示を請求する場合は、保有個人情報ではなく、法人文書の開示請求となるため、法人文書開示請求書により開示請求を行っていただきたいこと。

c 文書2、5(1)ないし(3)、7及び13については、存在を確認することができないため、開示請求しても不存在により不開示決定となるが、開示請求手数料は発生することから、開示請求を取りやめるか否か確認を求めた。

d 文書3(2)及び(3)の開示を請求するのであれば、上記aの保有個人情報の開示請求を受け、開示を受けた内容を確認の上、「虚偽」又は「不適切」であると判断する箇所について訂正請求等の手続を行っていただきたいこと。

e 文書4(2)については、「「職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」(平成28年2月10日付け特定文書番号)の保有個人情報の開示請求を

受け、開示を受けた内容を確認の上、「虚偽」又は「不適切」であると判断する箇所について訂正請求等の手続を行っていただきたいこと。

(ウ) このため、処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に必要な開示請求手数料3,900円(300円×13件)について、令和元年7月30日付けの納付依頼文書により開示請求者に対して納付(銀行振込)依頼を行ったが、納付期限の同年8月4日までに当該手数料が納付されなかったことから、同月5日付け1高障求発第114号により、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として、不開示の原処分を行った。

(エ) なお、審査請求人は、審査請求の理由において「相互に密接な関連」を認めていないのはなぜかとの主張をしている。

しかしながら、上記第3の5(1)のとおり、いずれの法人文書もそれぞれ目的や保存場所を異にした法人文書である。

(2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件開示請求書を確認したところ、機構が開示請求手数料を受領したことを示す押印並びに納付額及び納付日の記載のいずれも書面上に認めることはできない。

また、開示請求手数料について13件分とした旨の上記(1)イ(イ)ないし(エ)の諮問庁の説明についても、不自然、不合理ということとはできない。

(3) さらに、当審査会において、諮問書に添付されている処分庁が開示請求者に対して行った上記(1)イ(イ)及び(ウ)に掲げる求補正文書及び納付依頼文書の写しを確認したところ、以下のとおりであった。

処分庁は、求補正文書において、上記(1)イ(イ) aないし eの内容を開示請求者に伝えていたことが認められる。

また、処分庁は、当該求補正の期限後に発出されたと認められる上記(1)イ(ウ)の納付依頼文書において、本件対象保有個人情報の開示請求に必要な開示請求手数料3,900円(300円×13件)を所定の期限までに銀行振込の方法によって納付するよう開示請求者に対して求めるとともに、期限までに納付されない場合には、同手数料の納付の意思がないものとして扱う旨を伝えていることが認められる。

(4) 上記(2)及び(3)を踏まえると、開示請求者である審査請求人から開示請求手数料が納付されなかった以上、本件開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるといわざるを得ない。

したがって、本件開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるので、不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2)オ)において、法42条

は「処分に係る審査請求」には適用されない旨主張しているが、同条1項は、「開示決定等（中略）又は（中略）開示請求（中略）に係る不作為に係る審査請求」について行審法第2章第3節（28条ないし42条）等の規定は適用しない旨を定めていることから、原処分に当該行審法の規定の適用はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）エ（イ））において開示請求手数料の納付期限が日曜日に設定されていたこと等を指摘し、納付期限の設定に疑義を呈している。

諮問書に添付された納付依頼文書を当審査会において確認したところ、納付依頼文書発出の日付けから5日以内（うち2日は金融機関の休業日）に銀行振込により開示請求手数料を納付するよう求めている。加えて、納付期限の翌日付けで原処分がなされていることも考えると、処分庁における当該手数料の納付期限の設定及びその運用について、念のため吟味を行うべきものと解される。そこで、以下、この点を検討する。

ア 当審査会事務局職員をして上記の点を含め原処分の経緯の詳細を尋ねさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件開示請求について情報提供（教示）を行った求補正文書に対し、審査請求人からメールで返信があった。その内容は、機構職員に対するひぼう中傷の外、求補正文書を受領したが、本件開示請求についての機構による処分決定後に不服審査請求を行うこととする旨の意思表示であった。実際にその後、求補正文書の回答期限である令和元年7月28日を過ぎても審査請求人から補正に関する連絡等はなく、処分庁としては、審査請求人が本件開示請求について補正（文書の特定及び開示請求手数料の納付）を行う意思を有していないものと判断し、原処分（同年8月5日）を行った。

審査請求人は、上記メールにおいて、本件文書の一部につき開示請求書の内容を繰り返し又は敷衍した主張を述べているが、それらも全て今後提起する審査請求の「争点」として述べていたことから、補正手続を進める意思はないものと判断する以外になかったものである。

なお、機構職員に対するひぼう中傷は、上記メールだけでなく、本件開示請求書及びその膨大な添付文書の全体に記載されている。

イ 上記アを踏まえ、検討する。

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、同人が開示請求手数料を納付しない理由として、本件文書の各文書について処分庁が「相互に密接な関連」を意図的に認めないことで開示請求手数料を不当に高く設定しようとしていること（上記第2の2（1）ア等）、本件開示請求に関する処分庁の情報提供（教示）に一貫性がなく「虚偽」であること（上記第2の2（2）ウ等）等を主張しており、要する

に、専ら本件文書の文書件数について争っているものと解される。

他方、審査請求人は、上記のとおり、審査請求書において納付期限が日曜日であることに疑義を呈しているが、納付期限の長短について言及はなく、期間の長短を争っているものではないものと解される。

(イ) 当審査会において、諮問庁から上記審査請求人の受領確認メールの写しの提示を受けて確認したところ、以下のとおりであった。

① 冒頭で求補正文書を「精読するとその内容が極めて杜撰」であるとし、続けて文書1(1)及び(2)、文書2並びに文書13について開示請求書の内容の繰り返し又はそれを敷えんした主張等を述べている。

② 主張では「詳述は追って審査請求書において行う」とし、処分は8月下旬、審査請求の期限は11月上旬となるとし、「10月下旬に審査請求書を特定職員Eに手渡す」旨を明記している。

③ メール件名は「犯罪者である特定課長への疑義問い合わせ」であり、末尾には、審査請求の際に特定職員Eに問い質すことがあり「答えなければ暴力により答えさせる」との記述もある。

(ウ) 上記(イ)②によると、当該メールには本件開示請求に対する処分を待って不服審査請求を行う旨が明記されており、上記(イ)①の記載はあるとしても、本件開示請求について補正手続きを続ける意思はない旨を審査請求人が表明したものと解することが相当である。このため、処分庁が、原処分時点において本件開示請求についての補正(文書の特定及び開示請求手数料の納付)の手続きを審査請求人が続ける意思がないものと判断したとしても、不合理であるということとはできない。

なお、上記(イ)③に加え、諮問庁主張のとおり、添付資料を含む本件開示請求書の全体を通じ、社会通念上機構職員に対するひぼう中傷に当たる記載があることは事実と認められる(審査請求書及び意見書のうち上記第2の2に引用した部分以外も同様である)。

ウ 上記イの検討結果を踏まえると、仮に処分庁がより長期の納付期限を設定して求補正を行ったとしても、審査請求人がこれに応じることを期待することは合理的に判断して困難であったというべきであり、本件開示請求について処分庁が行った求補正及び手数料納付依頼の手続きについて、原処分を取り消すべき瑕疵があるとまではいえないと認められる。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報の名称として、本件開示請求書の記載を本件不開示決定通知書に引き写すなどして記載して、原処分を行ったものと解されるが、その記載内容を見ると、本件文書の文書名の多くが法人文書として適切さを欠くもの又はいかなる法人文書を特定したものかが判別しにくいものとなっている。

本来、開示決定等通知書には、特段の事情のない限り、具体的に特定した文書の文書名を的確に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(2) 求補正の回答期限や開示請求手数料の納付期限の設定については、社会通念上合理的な期間（曜日設定を含む。以下同じ。）を設定することが求められる。本件においては、上記3（2）において検討した理由により、原処分を取り消すには及ばないが、処分庁においては、今後、案件の如何を問わず、合理的な期間設定を行うよう留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 特定職員Aが作成した記録

- (1) カウンセリング記録
- (2) ケース会議記録

文書2 機構特定課が京都特定センターに記録の隠蔽及び証拠隠滅を指示した記録

文書3 特定職員Aが作成した職業評価に係る以下の文書

- (1) 当該評価の作成根拠（カウンセリング記録）
- (2) 当該評価が「虚偽でない」根拠
- (3) 当該評価が「不適切ではない」根拠
- (4) 当該評価が「虐待ではない」根拠

文書4 特定職員Bが作成した虚偽有印公文書に係る以下の文書

- (1) 当該公文書の作成根拠
- (2) 当該公文書が「虚偽ではない」根拠

文書5 特定職員Cが文書4の根拠とした諸記録

- (1) 特定職員Aへの確認記録
- (2) 特定ハローワークへの確認記録
- (3) 特定職員Bから特定職員Cへの報告記録

文書6 特定職員Dが文書5を「廃棄されて存在しない」と答えている根拠

文書7 特定職員Aによる障害者（開示請求者）への虐待について特定職員Cが「確認した」と答えているので、その確認記録

文書8 特定職員Dは文書7が「作成された」と答えているのでその根拠

文書9 特定職員Dは文書7が「廃棄されて存在しない」と答えているのでその根拠

文書10 特定職員Dが言う「質問された」メール

文書11 特定職員Aの意味不明な嘘や妄言の理由及び根拠

文書12 就労支援を要求しているにもかかわらず京都特定センターが支援に応じていない理由及びその根拠

文書13 京都特定センターが虚偽有印公文書や、それに係る記録の隠蔽及び証拠隠滅を謀るために特定課から指示されて警察に相談した内容が記載されている文書

(注) 意見書（本文第2の2（2）イ）における審査請求人の指摘により、文書2の文書名について誤記訂正済み

別表 本件文書についての機構の主張の変遷について（審査請求人の主張）

別紙の文書番号	機構特定課長の主張		審査請求人の論駁
	求補正文書	理由説明書	
文書 1 (1)	障害者台帳	障害者台帳	特定職員 G は「特定職員 A が職業評価の作成後に破棄した」と答えている（2018年1月特定日）。特定職員 F は「廃棄されて存在しない」と答えている。更に特定職員 F はその回答を特定職員 D から指示されたことも認めている（2019年6月特定日）。
文書 1 (2)			特定職員 G は「あるかもしれない」と答えている（2018年1月特定日）。また特定職員 F は「廃棄されて存在しない」と答えている。更に特定職員 F はその回答を特定職員 D から指示されたことも認めている（2019年6月特定日）。
文書 2	不存在	不存在	特定職員 F は「特定職員 A が作成した記録（文書 1）の存否」に係る回答について特定職員 D から指示されたことを認めている（2019年6月特定日）。
文書 3 (1)	障害者台帳	障害者台帳	記載内容を不知（障害者台帳は既に開示決定されているが、特定課長は開示に係る日程調整に応じず問合せを無視している。）
文書 3 (2)	障害者台帳／不存	不存在	障害者台帳が根拠なのか、それとも不存在なのか。情報提供の内容が一致していない。
文書 3 (3)	在		
文書 3 (4)	障害者台帳	障害者台帳	障害者台帳の記載内容は不知であるが、虐待に係る記録は「不存在」とされているので（文書 7）、情報提供の内容が一致していない。
文書 4 (1)			
文書 4 (2)	不存在	不存在	資料 40（令和元年（独個）諮問第 46 号に係る理由説明書）4（1）において虚偽有印公文書が虚偽ではない根拠として「障害者支援経過」が挙げられているので、情報提供の内容が一致していない。また資料 44（補正依頼書）

			において「障害者支援経過」がなぜ根拠なのかを記す法人文書は「不存在」とされている。
文書 5 (1)			特定職員 C は虚偽有印公文書が虚偽ではない根拠として文書 5 (1) ないし (3) を挙げているにもかかわらず、それらを一つも示せない理由は、当該公文書が虚偽だからである。
文書 5 (2)			
文書 5 (3)			
文書 6	文書管理 規程	文書管理 規程	記載内容を不知（当該規程の証拠提出を要求する（行審法 33 条）。）
文書 7	不存在	不存在	特定職員 A による障害者への虐待について「確認した」と強弁しているにもかかわらず、当該記録を示せないことは、当該虐待の隠蔽である。
文書 8 文書 9	文書管理 規程	文書管理 規程	記載内容を不知（当該規程の証拠提出を要求する（行審法 33 条）。）
文書 10	情報提供 されていない	N 氏への メール (送信)	ここで開示請求されているのは特定職員 D から見て「送信された」メールである。したがってそれを表記すれば「N 氏からのメール（受信）」となるので、特定課長による「文書特定」は虚偽である。また審査請求人はそのようなメールを送信していないので、結局は「不存在」となる。
文書 11	障害者台 帳	障害者台 帳	記載内容を不知（障害者台帳は既に開示決定されているが、特定課長は開示に係る日程調整に応じず問合せを無視している。）
文書 12	情報提供 されていない	京都特定 センター が保有す るメール	該当するメールを受信していないので、当該メールは「不存在」であるが、特定課長は「不存在」と認めていない。
文書 13	不存在	不存在	資料 43（令和元年（独個）諮問第 57 号の理由説明書）4（1）において「警察での相談記録」は不存在とされていない。

（注）意見書本文中に掲載されていた表の要旨である。